

地球温暖化対策基本法案について

平成 22 年 6 月 28 日
環境立県推進課

(経緯)

第 174 回通常国会に地球温暖化対策基本法案提出。
平成 22 年 3 月 12 日に閣議決定、5 月 18 日に衆議院で可決。
参議院では審議未了(会期不継続の原則から廃案)。
新聞報道によると、同じ内容の法案を参議院選挙後の次期国会に再提出して成立を期す構え。

1 法律の必要性

鳩山総理大臣(当時)の国連演説に基づき、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにすることが必要。

2 法案の概要

(1) 基本原則

新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築。

国際的協調の下の積極的な推進。

地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定。

エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保。

経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る。 等

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標

全ての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、

平成 32 年(2020 年)までに平成 2 年(1990 年)比で 25% 削減。

平成 62 年(2050 年)までに平成 2 年(1990 年)比で 80% 削減。

(3) 再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標

平成 32 年(2020 年)までに 一次エネルギー供給量に占める割合を 10% とする。

(4) 地球温暖化対策の基本となる事項

基本計画・・・地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定。

基本的施策(特に重要な具体的施策)

- ・国内排出量取引制度の創設
- ・地球温暖化対策のための税の平成 23 年度からの実施に向けた検討
- ・再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設

(5) 施行期日

公布の日から施行。ただし、(3)のうち中期目標のうちの「平成 32 年までに平成 2 年比で 25% 削減」については、政令で定める日から施行。

【参考：環境省『地球温暖化対策に関する国民対話』(平成 22 年 6 月)における資料から抜粋】

